

脳外傷による高次脳機能障害の後遺障害認定について

～自賠責保険（共済）に対する請求手続きと必要資料～

自賠責保険（共済）では、自動車事故を原因とする「脳外傷による高次脳機能障害」が残った場合、後遺障害等級としての確に認定するため、「自賠責保険（共済）審査会 高次脳機能障害専門部会」を設置し、調査・認定しています。

このリーフレットは、「脳外傷による高次脳機能障害」に関し、自賠責保険（共済）に対する請求手続きと、請求の際に必要な各種資料について説明するものです。

また、自賠責保険（共済）に対する請求に当たってご注意いただきたいことを記載しています。

円滑な後遺障害の認定手続きのため、必要な資料をご提出いただけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

平成23年5月

損害保険料率算出機構
（損保料率機構）

URL <http://www.nliro.or.jp/>

脳外傷による高次脳機能障害とは

～近時、一般的に認識されるようになった後遺障害です～

脳外傷に起因する後遺障害として高次脳機能障害が広く認識されるようになりました。

脳外傷による高次脳機能障害は、自動車事故などで脳が損傷され、一定期間以上、意識が障害された場合に発生し、CT・MRIなどの画像診断で脳損傷が認められることが特徴です（注）。その障害は、記憶・記銘力障害、集中力障害、遂行機能障害、判断力低下などの認知障害と、感情易変、不機嫌、攻撃性、暴言・暴力、幼稚、羞恥心の低下、多弁（饒舌）、自発性・活動性の低下、病的嫉妬、被害妄想などの人格変化を典型的な症状とするものであり、仕事や日常生活に支障を来します。また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの神経症状を伴うことがあります。

（注）意識障害が軽度の場合やCT・MRIなどで明らかな異常が認められない場合でも、高次脳機能障害が残存する可能性もあります。

請求手続きと必要資料について

～自賠責保険会社または自賠責共済協同組合への請求手続きが必要～

自賠責保険（共済）には、被害者からの請求と加害者からの請求の2つの方法があります。いずれの方法でも、後遺障害等級の認定方法は同じです。高次脳機能障害に関する請求手続きもこれらのいずれかの方法で行います。

後遺障害による損害を請求する際に必要となる基礎的な資料はつぎのとおりです。（次表のうち、太字で記載した用紙は、自賠責保険会社（協同組合）に備え付けてあります。）

必要資料	作成者
保険金（共済金）・損害賠償額・仮渡金支払請求書	請求者ご自身（代筆でも結構です。）
交通事故証明書（人身事故）	自動車安全運転センター
事故発生状況報告書	請求者ご自身（代筆でも結構です。）
診断書（事故発生から治療終了まで）	診察した医師
後遺障害診断書（症状固定後）	診察した医師
頭部の画像検査資料（CT・MRIなど）	治療を受けた医療機関
診療報酬明細書	治療を受けた医療機関
通院交通費明細書	請求者ご自身（代筆でも結構です。）
請求者の印鑑証明書	印鑑登録をした区市町村

高次脳機能障害を認定するためには、CT・MRIなどの画像検査資料（特に頭部）が重要な判断要素となります。事故発生の直後から後遺障害の症状が固定するまでの画像検査資料の提出をお願いします。

また、高次脳機能障害の認定にあたっては、事故の前と後とで、被害者の日常生活状況、就労就学状況、社会生活などが、具体的にどのように変化しているのかも重要な要素となります。そのため、診察された医師、ご家族、実際に介護をなさっている方々に簡単な報告書を作成していただくことがあります。

いずれも、高次脳機能障害を的確に認定するために必要となる資料ですので、ご協力をお願いいたします。

なお、「脳外傷の後遺障害が悪化した」とする再審査請求については、症状の悪化について当該脳外傷が原因であって、脳外傷以外の疾患や加齢等によるものではないことを証明できるような資料が必要になります。

被害者が小児の場合にご留意いただきたい事項

被害者が小児の場合は、成長・発達に伴う環境の変化（入園、就学など）により、社会的適応障害等が判明する場合がありますので、社会的適応障害の判断が可能となる時期まで審査を行わないという考え方や一旦審査を行って、成長・発達によって社会的適応障害等が判明した場合に再審査請求を行うという考え方があります。

ただし、加害者側と示談が成立し、損害賠償請求権を放棄すると、加害者および自賠責保険への請求は原則としてできなくなります。示談書を取り交わす時には、障害が悪化した場合や示談後に上位の等級が認定された場合に再度請求できる趣旨の条項を盛り込むことが重要です。

審査の流れについて

～脳外傷による高次脳機能障害事案を特定事案として審査します～

脳外傷による高次脳機能障害が残存する症例については、これを「特定事案」と位置付け、たとえば、専門医などを構成員とする「自賠責保険（共済）審査会 高次脳機能障害専門部会」を損保料率機構内に設置し、ご提出いただいた各種資料を基に審査を行います。

「自賠責保険（共済）審査会 高次脳機能障害専門部会」において、さらに追加調査が必要と判断されたケースでは、被害者のご家族や介護をなさっている方々にあらためてご照会させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

脳外傷による高次脳機能障害であると認定されれば、その症状に応じ、後遺障害等級（注）のいずれかに該当するものとして、取り扱っています。

（注）自動車損害賠償保障法（自賠法）施行令別表第一および別表第二に定められています。

高次脳機能障害認定の充実に向けた取組み

～平成23年4月から新たな調査様式を使用しています～

高次脳機能障害の認定に必要な事故直後の意識障害に関する情報（時間・程度等）や当該被害者の症状に関する情報（具体的にどのような行動に支障が生じているか）などをより詳細に把握し、一層適正な等級認定を行えるようにするため、平成23年4月から新たな調査様式を使用しています。

ご請求に当たってご注意いただきたいこと

～時効が完成すると、自賠責保険（共済）に請求することができなくなります～

被害者からの請求権は「後遺障害の症状が固定した日の翌日から3年間」(注)で時効により消滅し(自賠法第19条)、また、加害者からの請求権は「加害者が損害賠償金を支払った翌日から3年間」(注)で時効により消滅します(保険法第95条)。請求権が時効により消滅すると、自賠責保険（共済）に請求することができなくなります。

脳外傷による高次脳機能障害では、被害者の方にその症状の認識が全くないケースや、家族の方々も当初は障害に気付かないケースがみられます。また、実際の診察で、見逃されやすい障害でもあります。ご請求に当たっては、こうした点にもご注意ください。

(注) 事故日が平成22年3月31日以前の場合は、2年間で時効となります。

交通事故に関するご相談について

請求に当たって、ご不明な点がございましたら、自賠責保険会社（協同組合）の各窓口にお問い合わせください。また、交通事故に関するご相談につきましては、以下の機関で受け付けています。いずれもご相談は無料です。

● 財団法人日弁連交通事故相談センター（主な相談所を抜粋）

所在地／電話番号（平成23年4月現在）							
本部	03-3581-4724	千葉	043-227-8530	三重	059-228-2232	徳島	088-652-5768
札幌	011-251-7730	東京	03-3581-1782	滋賀	077-522-2013	高松	087-822-3693
青森	017-777-7285	横浜	045-211-7700	京都	075-231-2378	愛媛	089-941-6279
岩手	019-623-5005	山梨	055-235-7202	大阪	06-6364-8289	高知	088-822-4867
仙台	022-223-2383	長野	026-232-2104	神戸	078-341-1717	福岡	092-741-3208
秋田	018-862-3770	新潟	025-222-5533	奈良	0742-26-3532	北九州	093-561-0360
山形	023-635-3648	富山	076-421-4811	和歌山	073-422-4580	佐賀	0952-24-3411
福島	024-536-2710	金沢	076-221-0242	鳥取	0857-22-3912	長崎	095-824-3903
水戸	029-221-3501	福井	0776-23-5255	島根	0852-21-3450	熊本	096-325-0009
栃木	028-622-2008	岐阜	058-265-0020	岡山	086-234-5888	宮崎	0985-22-2466
前橋	027-234-9321	静岡	054-252-0008	広島	082-225-1600	鹿児島	099-226-3765
埼玉	048-710-5666	名古屋	052-252-0044	山口	083-922-0087	那覇	098-865-3737

太字は高次脳機能障害の面接相談を行っている相談所（予約制）